

地域計画区域からの除外（計画変更）までの流れ・・・農地転用（白地）編

令和7年6月分の農地転用許可申請受付に向けて（4/25日・4/28～協議の場を設置開催）
 令和7年7月分以降の申請受付に向けての日程は、後日、お示しいたします。

鹿嶋市農業委員会の事前確認が必須です！

地域計画区域除外（地域計画変更）

実行

標準的な所要日数 概ね40日間（土・日不算入）

【最重要】

鹿嶋市農業委員会では、本手続きにより、地域計画区域から除外された後、農地転用許可申請受付となります。

従いまして、農業委員会事務局との許可に係る各種調整を本手続き前に入念にしておかなければなりません。

特に、許可申請が受付されれば、「通例であれば許可され得る案件」である旨、あらかじめ見通しをたててもらう必要があります。

<担当者名をメモしておくようにしてください>

随時受付可
 （4月25日
 受付分まで
 を協議）

4月28日
 ～数日開催

対象地区内
 面積等を変更

協議の場
 設置依頼票（様式1）
 農地転用II計画区域除外
 受付

協議の場の設置・協議
 （既存の協議会等を活用）

鹿嶋市ホーム
 ページ上で
 意見募集

協議の場の結果を取りまとめ・公表

協議の結果を踏まえ、
 地域計画（目標地図を含む）の案を作成

地域計画の案について関係者から意見聴取

地域計画の案の公告（2週間の縦覧）

地域計画の策定・公告

関係機関への写しの送付

地域計画を実現するため実行・
 随時更新（年一回以上進捗管理）

必要に応じて併行して目標地図作成・調製
 （色塗り農地のときは担い手（耕作者）の理解を得ること）
 注：目標担い手のときは市から連絡します

公告の日に区域から除外されます